

第7次調査で確認されたSA 1材木列は、上端幅40cm前後の溝状の掘り方に直径10cmほどの柱痕跡が確認された。柱を抜き取った痕跡はなく、N-56°-Eの方向に延びているが、これは材木列の西側約7mに位置する河川跡の方向とほぼ同方向であり、この周辺が集落の西端となっている可能性も考えられる。河川跡と小規模な材木列が並走する同様の状況は、長町駅東遺跡集落の南端部の調査でも確認されている。

しかしこれらの遺構については、いずれも部分的な確認であることや、時期的にも連続する遺構ではないことなど詳細は不明である。長町駅東遺跡では、集落の初期の段階から区画施設が造られており、造り替えられる際にもその位置や方向が踏襲されていることや、区画施設が集落の立地する自然地形に合わせて造られたことが考えられる。一方、西台畠遺跡では、集落の初期の段階から区画施設が造られた可能性を含めて、これまでに確認されている遺構の性格についてなお検討を要する。

6.西台畠遺跡出土の陶硯について(第272図)

陶硯の使用は、文書行政の始まりを示すものであり、これまでの調査成果により郡山官衙と密接な関係を持つと考えられる本遺跡においても少量の陶硯が出土している。本稿では、西台畠遺跡において出土した、各陶硯について述べる。また、特記遺物として今次調査において検出し、規模と形状から区画施設と考えられる大溝(SD 61)から出土した把手付中空円面硯(第229図)について述べる。

西台畠遺跡の第1・2次調査(仙台市教委2010b)では、円面硯2点、第3次調査(仙台市教委2011)では、転用硯1点、本報告の第5次調査では、把手付中空円面硯1点、第7次調査では、円面硯1点、計5点の陶硯が出土している。

第1・2次調査のIV区で出土した円面硯(第272図-1)は、撓乱からの出土で、残存状況は全体の2/3程度しか残存していないものの、脚部には凸帯が巡り、その上部に十字状と長方形の透かしが推定3単位あることが確認されている。VII区で出土した円面硯(第272図-2)も撓乱からの出土で、脚部の一部のみの出土であるため、全体の詳細は不明であるが、脚部に凸帯が巡ることが確認されている。

第3次調査のIII区では転用硯(第272図-3)がSI 48竪穴住居跡の床面直上から出土している。この転用硯は、出土した須恵器甕の内面の青海波文が磨滅し、広範囲に光沢が確認されたため、硯として使用されたものと考えられている。

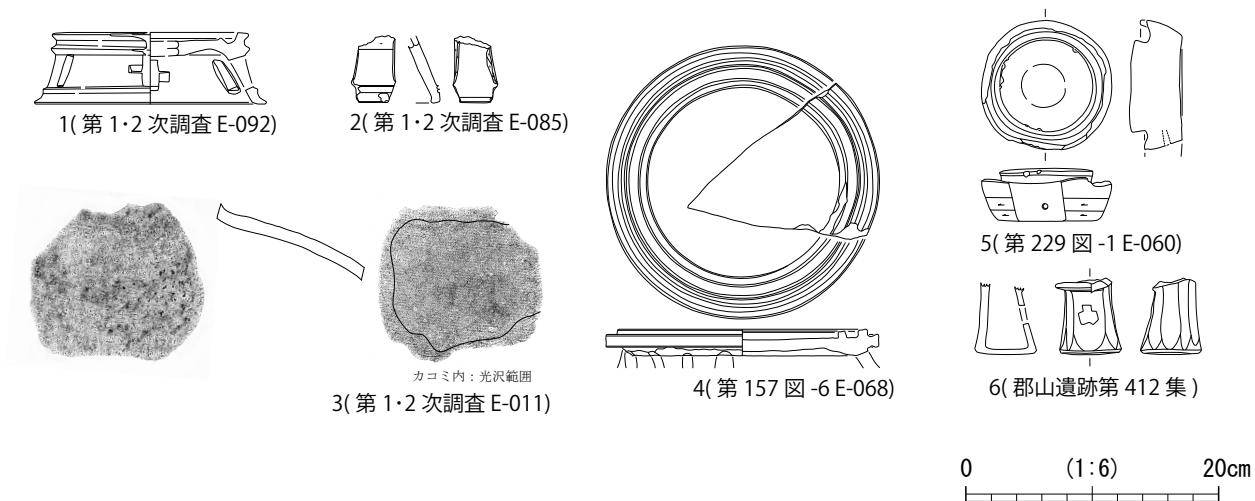
第5次調査では、区画施設と考えられる大溝(SD 61)の堆積土中層から把手付の円面硯(第272図-5)が出土している。この把手付の円面硯は、硯体に把手が剥離した痕跡と、剥離面の中央部には径5mmの斜め上方からの穿孔がみとめられ、硯体内は中空状であることが確認された。これらのことから、この円面硯は、硯体中空部に水を入れて持ち運び、手に持ったまま墨を擦る際に硯体内の水を使用したと考えられる中空円面硯であり、硯体に把手の剥離痕跡が確認できることから、把手付中空円面硯に分類される。この形状は7世紀前半～8世紀前半にかけて特徴的に見られるものである(菊井2011)。また、西台畠遺跡の北側に位置する郡山遺跡の今年度刊行の郡山遺跡第167次調査(第412集)において、把手部分のみではあるが、上面に穿孔があり、内部が中空状であることから、把手付中空円面硯と考えられる須恵器片が出土しており、参考資料として本報告書に掲載している(第272図-6)。

第7次調査で出土した円面硯(第272図-6)は、竪穴住居跡(SI 109)の床面施設(P 1)の堆積土から出土している。硯部の1/5程度の残存で、脚部は欠損しているが硯部との接合面に四窓が残存していることが確認された。

以上のように、西台畠遺跡では計5点の陶硯が出土しており、出土位置と出土状況はそれぞれ異なるが、各陶硯の使用時の状況を考えた場合、転用硯(第272図-3)と円面硯(第272図-1・2・4)は置いて使用するのに対し、把手付中空円面硯(第272図-5)は上記で述べたように持ち運んだ先で手に持ったまま使用したことが考えられ、他の陶硯とは使用時の状況が異なる。この使用例が異なる状況の実例として、菊井氏は、滋賀県の西河原遺跡群では中空円面硯

が他の定形硯や転用硯が多く出土する地点と異なる地点で見つかることが考察されていることと、静岡県の遠野国引佐郡の郡津と指摘されている井通遺跡において、圈脚硯や転用硯、朱墨土器が管理施設の立つ南施設で出土するのに対し、中空円面硯は収納施設が展開する北側区画と中央区画を隔てる溝から出土し、他の硯と異なる地点で出土することを例にあげ、中空円面硯は、官衙の中でも文書作成が活発で、行政事務を中心的に行う部署ではなく、港での積み下ろし倉の出納など、現場での荷の管理に用いられた硯であると考察している(菊井2011)。

西台畠遺跡においては、陶硯の出土量が5点しかなく、上記のような出土位置からの考察は困難であるが、この、区画施設と考えられる大溝(SD 61)より出土した把手付中空円面硯(第272図-5)が正倉での出納などの現場で用いられた硯であると考えた場合、今後の西台畠遺跡を検討するうえで、郡山官衙を中心とした西台畠遺跡が担っていた役割と機能がよりいっそう明確になるものと考えられる。



第272図 西台畠遺跡出土の陶硯

第3節 まとめ

西台畠遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目に所在し、標高11mの自然堤防上に立地する。「仙台市あすと長町土地区画整理事業」に伴う今次発掘調査の結果、縄文時代後期から中世にかけての遺構や遺物が検出された。これらは、出土遺物の特徴および第1・2次、第3次調査の成果から、1期：縄文時代後期～晩期、2期：弥生時代中期、3期：古墳時代前期、4期：古墳時代後期、5期：古墳時代終末期～奈良時代、6期：平安時代、7期：中世、8期：近世に区分される。このうち、3期は今次調査で初めて竪穴住居跡が検出されたことにより、新たに追加した時期区分である。

各時期における調査成果の概要は、以下の通りである。なお、細別時期区分は、第3次調査に基づいている。そのため、今次調査では遺構・遺物が検出されていない細別時期もある。

1～2期

基本層VI層～X層から、縄文時代後期～弥生時代中期中葉の遺物が少量出土した。出土した遺物は、17街区VIa層から出土した弥生土器浅鉢(B-001)を除き破片資料で、いずれも基本層中からの出土で遺構に伴って出土した遺物はない。

1期の土器はいずれも破片での出土だが、器種は、浅鉢と深鉢が認められる。このうち、細別時期がわかる土器は、1b i期(縄文時代晩期初頭～前葉：大洞B1、B2、B-C式)と1b iii～iv期(縄文時代晩期後葉～末葉：大洞A式期)に細別される。遺構は、17街区Xb層から土坑3基が検出された。遺物を伴わないことから細別時期は不明である。